

質問に対する回答（令和2年7月17日公開）

Q 1 飲食店が仕入れた県産農産物の購入費を 1/2 支援するとありますが、「茶、牛肉、彩の国黒豚、タマシヤモ、6次産業化商品」に該当しない農産物、例えば人参等は一切対象にならないのでしょうか。

A 1 お見込みのとおりです。例示した農産物以外は支援の対象となりませんが、参加店舗には積極的な活用をお願いしたいと考えています。

Q 2 県産農産物を使ったメニューについて、飲食店のテイクアウトやデリバリーの商品についても対象となるのでしょうか。

A 2 対象とします。

Q 3 事業開始は9月ですが、店舗側でメニュー準備のため9月以前、例えば8月に支援指定品を購入した場合も支援対象になりますか。

また、それらの対象時期についても受託者から提案してよいのでしょうか。

A 3 委託契約締結後、参加店舗の募集が開始された以降であれば、支援対象として問題ありません。対象時期について受託者が設定してください。ただし、お客様に提供するための食材に限ります。（メニュー写真撮影等での使用は不可）

Q 4 次回使用できる 20%割引券の使用方法については、店内飲食及びテイクアウト、デリバリーでの使用についても対象でしょうか。

A 4 対象とします。

Q 5 「県広報誌等の景品とするため参加店舗共通で利用できる額面2,000円の割引券を80枚発行する。」とありますが、広報誌の制作も受託者側で請け負う必要がありますか。

また、受託者側で請け負う場合はデザイン～印刷等、どこまでの業務を対応すべきかご教示ください。

A 5 広報誌の作成については、委託業務に含まれません。割引券のデザイン、印刷は業務に含まれます。

Q 6 県から、県産物を使用している各飲食店に対して施策展開スタートの案内等は検討していますか。

A 6 参加飲食店への募集は受託者に行っていただきます。飲食店リストの提供は行いますが、参加募集について県から各飲食店への案内は行う予定はありません。

Q 7 開催時期が「令和2年9月～11月の3か月間」とありますが、9月1日リリ

ース（LP（ランディングページ）立ち上げおよび飲食店でのフェアメニュー提供開始）～11月30日クローズ（LPの公開停止～飲食店でのフェアメニュー提供終了）ということでしょうか。

A7 9月1日開始が必須ではありませんが、9月上旬には開始としてください。ただし、発行した割引券の使用期限はキャンペーン期間終了後の一定期間（1か月程度）後としてください。

Q8 リリース時期に160店舗以上掲載されていることが必須でしょうか。例えばリリース時期には100店舗の掲載、その後随時掲載店舗を追加…という進め方でも問題ないでしょうか。

A8 キャンペーン開催までの準備期間が短いことから、開始日に160店舗以上掲載されていなくても可とします。ただし、半数程度の店舗が開始日から掲載できるよう準備をお願いします。

Q9 「実施店舗数は、160店舗以上とする。（県内8地域×20店舗を基準とする。）」とありますが、8地域の詳細についてご教示ください。

A9 以下のとおり8地域に区分しています。

地域名	管轄市町村名
さいたま	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町
川越	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町
東松山	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
本庄	本庄市、美里町、神川町、上里町
大里	熊谷市、深谷市、寄居町
加須	行田市、加須市、羽生市
春日部	春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

Q10 審査基準・採点基準があれば可能な範囲で開示をお願いします。

A10 以下の項目について審査する予定です。

- ・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
- ・業務内容及び目的に対する理解、知識が十分にあるか。
- ・キャンペーン実施店舗の募集・選定方法が具体的に提案されているか。
- ・キャンペーンを告知するウェブページをターゲット（消費者）に知らせる工夫がされているか。

- ・ ウェブページ以外にキャンペーンを告知する手法が提案されているか。
- ・ 多くのお客様に来店いただくための仕掛けが提案されているか。
- ・ 仕様書に加え、事業目的達成に向け、特に優れた独自提案がある場合は加点する。
- ・ 十分な実績、能力があるか。
- ・ 業務を遂行する上で十分な業務実施体制をとり、スケジュールは適正か。
- ・ 事業内容と比して見積額が適正であり、費用対効果に優れた見積額となっているか。